

香川県都市計画公聴会規則（昭和45年香川県規則第21号）第2条の規定により、次のとおり香川県都市計画公聴会を開催する。

平成30年11月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所
平成30年12月4日（火曜日） 午後2時から	坂出市室町2丁目3番5号 坂出合同庁舎4階会議室

2 意見を聞こうとする都市計画の案の概要

別記のとおり

3 公述の申出の方法及び期限

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、平成30年11月20日（火曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）に、意見の要旨並びに住所、氏名、年齢及び職業を公述申出書（香川県土木部都市計画課及び坂出市建設経済部都市整備課に備え置く。）に記載して香川県土木部都市計画課に提出すること。ただし、郵送による場合は、同日までの消印があるものに限り有効とする。

4 開催の中止

3に掲げる公述の申出がなかった場合には、1に掲げる公聴会の開催は中止する。

別記

坂出都市計画道路の変更案の概要

坂出都市計画道路を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域 延長	構造			備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地		構造形式	車線の数	幅員		地表式の区間における鉄道等との交差の構造
幹線街路	3 ・ 1 ・ 301	御供所 ・ 青海線	坂出市 西大浜 北4丁目	坂出市 青海町 字七曲	築港町 入船町 江尻町	約10,900m		4 車 線	20m		—
			車線の数の内訳		4車線						
			6車線		約2,680m						
	内訳		坂出市 青海町 字七曲	坂出市 青海町 字七曲		約700m	地下式		19m		
					約10,200m	地表式		18m～50m	幹線街路と平面交差4箇所		

なお、参考図は、香川県土木部都市計画課及び坂出市建設経済部都市整備課において公述の申出の期限まで閲覧に供する。